

平成25年第3回伊達市議会定例会提出議案概要

提出案件26件【専決処分の報告1件 報告5件 人事2件 条例制定4件 条例改正6件 補正4件 その他4件】

1. 専決処分の報告（1件）

番 号	件 名 及 び 内 容	担当部署
報告第2号	<p>専決処分の報告について                      (主な内容)                      損害賠償額                          対物損害（車両修理代）賠償額                   24,929円                          対物損害（車両修理代）賠償請求額           22,561円                      事故の概要                      平成24年3月19日、伊達市職員の運転する公用車が東邦銀行保原支店                      駐車場（伊達市保原町字八丁目7-3）から国道349号に右折する際に、                      右側から直進してきた郵便事業株式会社職員が運転するバイクと衝突                      し、当方車両右前部分と相手方車両前照灯が破損したもの                      専決処分日 平成25年4月5日                      (根拠法令)                      地方自治法第180条第2項</p>	財務部 財政課

## 2. 報告（5件）

番 号	件 名 及 び 内 容	担当部署
報告第3号	<p>市が出資金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について            (主な内容)            福島地方土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出するもの            (根拠法令)            地方自治法第243条の3第2項</p>	市長直轄 総合政策課
報告第4号	<p>市が出資金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について            (主な内容)            株式会社保原振興公社の経営状況を説明する書類を提出するもの            (根拠法令)            地方自治法第243条の3第2項</p>	保原総合支所

<p>報告第5号</p>	<p>市が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について  (主な内容)  一般社団法人伊達市農林業振興公社の経営状況を説明する書類を提出するもの  (法令根拠)  地方自治法第243条の3第2項</p>	<p>産業部  農政課</p>
<p>報告第6号</p>	<p>平成24年度伊達市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  (主な内容)  地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成24年度伊達市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成25年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの  (繰り越す主な事業)  健康都市推進事業、放課後児童クラブ建設事業、りょうぜん紅彩館改修事業、道路新設改良事業、道の駅建設事業、保原総合公園維持管理事業、木造住宅耐震診断支援事業、消防施設整備事業、東日本大震災対策事業、小学校施設維持管理事業  (根拠法令)  地方自治法施行令第146条第2項</p>	<p>財務部  財政課</p>

<p>報告第7号</p>	<p>平成24年度伊達市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について  (主な内容)  地方自治法第220条第3項の規定により、平成24年度伊達市一般会計  予算のうちから次のとおり平成25年度へ繰り越したので、地方自治法  施行令第150条第3項の規定により議会に報告するもの  (繰り越す主な事業)  各支所管内道路工事事業、さわやか現道整備事業、梁川小学校改築  事業  (根拠法令)  地方自治法施行令第150条第3項</p>	<p>財務部  財政課</p>
--------------	--	---------------------

### 3. 人事（2件）

番 号	件 名 及 び 内 容	担当部署
議案第59号	<p>伊達市富野財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて            （主な内容）            伊達市富野財産区管理会委員の辞任に伴う後任委員の選任にあたり、議会の同意を求めるもの            （根拠法令）            伊達市財産区管理会条例第3条</p>	<p>産業部            農林整備課</p>
議案第60号	<p>伊達市小国財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて            （主な内容）            伊達市小国財産区管理会委員の死去に伴う後任委員の選任にあたり、議会の同意を求めるもの            （根拠法令）            伊達市財産区管理会条例第3条</p>	<p>産業部            農林整備課</p>

#### 4. 条例制定（4件）

番 号	件 名 及 び 内 容	担当部署
議案第61号	<p>伊達市健幸都市基本条例の制定について （制定の趣旨）</p> <p>少子高齢社会・人口減社会の進行により、市民を取り巻く環境は大きく変化し、さらに、原発事故により、生活は様々な影響を受けている。このような状況の下、市民が健康であり続けることが非常に重要であり、健やかで安心して暮らし続けるため、行政と地域社会全体が協働して、健幸都市の実現をめざしていくという市の姿勢を明確にすることを目的として、新たに条例を制定するもの</p> <p>（主な内容）</p> <p>（1）健幸なまちづくりの推進に関する基本理念を定めるとともに、市の役割並びに市民、地域コミュニティ及び事業者等の役割を定めるもの</p> <p>（2）健幸なまちづくりに関する基本計画の策定及びその計画策定にあたっての基本方針について定めるもの</p> <p>（3）健幸なまちづくり協議会の設置及び役割について定めるもの</p> <p>（法令根拠）</p> <p>地方自治法第96条第1項</p>	市長直轄 健幸都市 推進室

<p>議案第62号</p>	<p>障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  (制定の趣旨)  障害者自立支援法の改正に伴い、関係条例の一部を改正する条例を定めるもの  (主な内容)  (1)伊達市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する  (2)伊達市自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する  (3)伊達市障がい者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する  (法令根拠)  地方自治法第96条第1項</p>	<p>健康福祉  部  社会福祉  課</p>
---------------	---	-------------------------------------

<p>議案第63号</p>	<p>伊達市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について  (制定の趣旨)  新型インフルエンザ等対策特別措置法第 37 条において準用する法  第 26 条の規定に基づき、伊達市新型インフルエンザ等対策本部に関し  必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの  (主な内容)  組織構成及び任務、会議の招集、部の設置等について定めるもの  (法令根拠)  地方自治法第 96 条第 1 項</p>	<p>健康福祉  部  健康推進  課</p>
<p>議案第64号</p>	<p>伊達市子ども・子育て会議条例の制定について  (制定の趣旨)  子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づき、伊達市子ども・子育  て会議を設置するため、新たに条例を制定するもの  (主な内容)  組織構成及び任務、会議の招集等について定めるもの  (根拠法令)  地方自治法第 96 条第 1 項</p>	<p>こども部  こども支  援課</p>



5. 条例改正（6件）

番 号	件 名 及 び 内 容	担当部署
議案第65号	<p>伊達市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について            （改正趣旨）</p> <p>障害者自立支援法の改正及び伊達市子ども・子育て会議設置条例の制定に伴い、条例の一部を改正するもの            （改正の主な内容）</p> <p>（1）自立支援認定審査会委員を総合支援認定審査会委員に改正するもの            （2）伊達市子ども・子育て会議委員を加えるもの            （根拠法令）            地方自治法第96条第1項</p>	<p>総務部            総務課</p>

<p>議案第66号</p>	<p>伊達市税条例の一部を改正する条例について  (改正趣旨)  地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するもの  (主な改正内容)  (1) 国税の見直しに合わせ、市税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げるもの ※ 延滞金:14.6%→9.3%、還付加算金:4.3%→2.0%  (2) 地方税法の改正に伴い、市民税及び固定資産税等に係る課税の特例の細目を定めるほか、所要の規定の整備を行うもの  (根拠法令)  地方自治法第96条第1項</p>	<p>財務部  税務課</p>
---------------	--	---------------------

<p>議案第67号</p>	<p>伊達市税特別措置条例の一部を改正する条例について  (改正趣旨)  過疎地域自立促進特別措置法第31条及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に係る課税免除に伴う減収補填措置関係省令の改正に伴い、固定資産税課税免除の適用期限を延長するため、条例の一部を改正するもの  (主な改正内容)  (1) 過疎地域における課税免除の期限を2年延長し、平成27年3月31日までとするもの  (2) 集積区域における課税免除の同意日の期限を1年延長し、平成26年3月31日までとするもの  (根拠法令)  地方自治法第96条第1項</p>	<p>財務部  税務課</p>
---------------	--	---------------------

<p>議案第68号</p>	<p>伊達市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について  (改正趣旨)  福島復興再生特別措置法の一部を改正に伴い、条例の一部を改正するもの  (主な改正内容)  条例第1条及び第2条において、引用条文を整理するもの  (根拠法令)  地方自治法第96条第1項</p>	<p>財務部  税務課</p>
<p>議案第69号</p>	<p>伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  (改正趣旨)  地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの  (主な改正内容)  国保世帯の被保険者が後期高齢者の被保険者と国保の被保険者に別れてから5年間の平等割2分の1の軽減措置について、3年間の延長を行うもので延長期間中の軽減割合を4分の1とするもの  (根拠法令)  地方自治法第96条第1項</p>	<p>健康福祉部  国保年金課</p>

<p>議案第70号</p>	<p>伊達市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について  (改正趣旨)  子育て支援の一環として、一時的に家庭での保育が困難となる児童を受け入れるため、条例の一部を改正するもの  (改正の主な内容)  つきだて児童クラブに限定していた一時保育を伊達市が設置している全児童クラブに範囲を広げるもの  (根拠法令)  地方自治法第96条第1項</p>	<p>こども部  こども育成課</p>
---------------	--	-------------------------

5. 補正予算（4件）

番 号	件 名 及 び 内 容	担当部署
議案第71号	<p>平成 25 年度伊達市一般会計補正予算（第 2 号）</p> <p>歳出 放射能対策事業 98,176 千円、その他事業 506,971 千円            歳入 国庫支出金 55,669 千円、県支出金 179,323 千円、            寄付金 10 千円、繰入金 365,530 千円、諸収入 15 千円、            市債 4,600 千円            補正総額 605,147 千円            （根拠法令）            地方自治法第 218 条第 1 項</p>	財務部 財政課

<p>議案第72号</p>	<p>平成 25 年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>歳出 保険給付費△119,004 千円、老人保健拠出金△5 千円、介護納付金  △2,045 千円、保健事業費 6,000 千円、返還金 10,570 千円</p> <p>歳入 国民健康保険税△656,968 千円、国庫支出金△42,790 千円、療養給付費等交付金 110,793 千円、県支出金 63,863 千円、繰入金 184,162 千円、繰越金 236,456 千円</p> <p>補正総額 △104,484 千円  （根拠法令）  地方自治法第 218 条第 1 項</p>	<p>健康福祉部  国保年金課</p>
<p>議案第73号</p>	<p>平成25年度伊達市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)</p> <p>歳出 企業債償還金119,776千円</p> <p>歳入 企業債117,800千円、越金 1,976千円</p> <p>補正総額 119,876千円  （根拠法令）  地方自治法第218条第 1 項</p>	<p>上下水道部  下水道課</p>

<p>議案第74号</p>	<p>平成 25 年度伊達市水道事業会計補正予算（第 1 号）  資本的収支  収入 企業債 281,000 千円                      補正総額 281,000 千円  支出 企業債償還金 284,166 千円              補正総額 284,166 千円  （根拠法令）  地方公営企業法第 24 条</p>	<p>上下水道  部  水道総務  課</p>
---------------	--	-------------------------------------



6. その他（4件）

番 号	件 名 及 び 内 容	担当部署
議案第75号	<p>損害賠償の額を定めることについて            (主な内容)            次の自動車事故の損害を賠償することについて、議決を求めるもの            損害賠償の額 583,582 円            事故発生日時 平成 25 年 2 月 8 日午後 8 時 00 分頃            事故発生場所 伊達市箱崎字沖前地内            事故の概要            集水マス鉄板蓋の跳ね上がりを原因として、相手方自動車前部ラジ            エータ等が損傷したもの            (法令根拠)            地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号</p>	<p>総務部            総務課</p>

<p>議案第76号</p>	<p>伊達市道路線の廃止について  (1) 市道路線廃止申請に伴い議会に上程するもの  路線番号 11273 路線名 柏木町2号線  路線番号 11313 路線名 堂ノ内岡沼支線  (2) 東土橋石井戸線(21233)の整備に伴い、終点が別路線になったことから、廃止するもの  路線番号 21088 路線名 東土橋舟橋2号線  路線番号 21090 路線名 伝樋四石蒔1号線  路線番号 21091 路線名 伝樋四石蒔2号線  (法令根拠)  道路法第10条第3項</p>	<p>建設部  管理課</p>
---------------	--	---------------------

<p>議案第77号</p>	<p>伊達市道路線の認定について</p> <p>(1) 平成23年3月寄附採納受理となった路線を認定するもの  路線番号 11371 路線名 籠田3号線(かごたさんごう)</p> <p>(2) 市道柳内馬場口線(11145)の区域変更に伴い廃止した路線を再認定するもの  路線番号 11372 路線名 馬場口10号線(ばばぐちじゅうごう)</p> <p>(3) 市道柏木町2号線(11273)の路線廃止に伴い、始点が別路線となったことから、廃止した路線を別路線として認定するもの  路線番号 11373 路線名 柏木町4号線(かしわぎちょうよんごう)</p> <p>(4) 市道東土橋石井戸線(21233)の整備の伴い、市道東土橋船橋1号線(21087)からの取付道路として新たに整備した路線を認定するもの  路線番号 21296 路線名 東土橋2号線(ひがしどばしにごう)</p> <p>(5) 市道東土橋石井戸線(21233)の整備の伴い、終点が別路線となったことから、廃止した路線を別路線として認定するもの  路線番号 21297 路線名 東土橋3号線(ひがしどばしさんごう)  路線番号 21298 路線名 東土橋4号線(ひがしどばしよんごう)  路線番号 21299 路線名 舟橋3号線(ふなばしさんごう)</p>	<p>建設部  管理課</p>
---------------	--	---------------------

	<p>路線番号 21300 路線名 伝樋 1 号線 (でんびいちごう)</p> <p>路線番号 21301 路線名 四石蒔 4 号線 (しこくまきよんごう)</p> <p>路線番号 21302 路線名 舟橋 4 号線 (ふなばしよんごう)</p> <p>路線番号 21303 路線名 伝樋四石蒔 3 号線 (でんびしこくまきさんごう)</p> <p>路線番号 21304 路線名 四石蒔 5 号線 (しこくまきごごう)</p> <p>(6)丸森町農道から本市を經由し白石市市道へ通じる法定外道路を丸森町分農道が平成 25 年度町道認定になることに伴い、市道認定するもの</p> <p>路線番号 27131 路線名 東高丸 9 号線 (ひがしたかまるきゅうごう)</p> <p>(法令根拠)</p> <p>道路法第 8 条第 2 項</p>	
--	---	--

<p>議案第78号</p>	<p>工事請負契約の締結について  (提案の理由)  伊達福祉センター施設改修工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるもの  (主な内容)  1 契約の名称 伊達福祉センター施設改修工事  2 契約の金額 197,190,000円  3 契約の方法 随意契約  4 契約の相手方 伊達市保原町字東野崎106番地5  株式会社山崎組  代表取締役 山崎 操  (根拠法令)  伊達市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する  条例第2条</p>	<p>伊達総合 支所</p>
---------------	---	--------------------